

令和3年

春の全国交通安全運動

令和3年4月6日(火)～4月15日(木)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～



第八回東京都交通安全ポスターコンクール(令和二年度実施)
知事賞 品川区立上神明小学校三年 上西園 彩咲(かみにしぞの さき)さんの作品

東京都からみなさんへ

都民のみなさん、こんにちは。東京都知事の小池百合子です。

都内では、重大交通事故が多く発生しており、とりわけ歩行者の安全を確保することは、重要な課題となっています。運転される方は、スピードを出し過ぎないようにするとともに「歩行者優先」の運転を心掛けましょう。横断歩道を渡ろうとする歩行者がいるときは、横断歩道の手前で一旦停止し、歩行者が安全に渡れるようにしてください。交差点においても、歩行者の安全確認の徹底をお願いいたします。

歩行者や自転車の方は、「信号を守る、道路に飛び出さない」といった、基本的な交通ルールを今一度確認するとともに、「横断歩道や交差点では、道路を渡る前に車がこないことを確認し、車が来ているときは車が止まったことを確かめてから渡る」など、交通事故に遭わないための正しい行動をとるようにしてください。

特に高齢ドライバーの方には、先進安全技術を搭載した「セーフティ・サポートカーS」や、アクセルとブレーキの踏み間違え時の急加速を抑制する安全運転支援装置の取付けをお勧めします。また、運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、ぜひ一度、都内の警察署に相談してください。運転免許の自主返納などの確かなアドバイスがもらえると思います。

悲惨な交通事故を無くして、「世界一の交通安全都市TOKYO」を一緒に実現していきましょう。



東京都知事
小池百合子

自動車の運転をやめられた後の生活サポートについて

運転免許をお持ちの高齢者のみなさまが運転をやめられた際の生活をサポートするため、高齢者運転免許自主返納サポート協議会による、「運転経歴証明書」を提示した場合の様々な特典があります。「運転に自信がなくなった」「家族から運転が心配と言われた」という方、運転をやめるかお悩みの方は、お近くの警察署にご相談ください。

運転経歴証明書



有効な免許を自主返納する方、自主返納してから5年以内の方、平成28年4月1日以降に免許を失効して現在有効な免許を有していない方は、運転経歴証明書の交付を申請することができます。

自動車の運転をやめられた高齢者のみなさまに対する生活サポートの趣旨に賛同した企業、店舗、文化施設等において、様々な特典が受けられます。運転経歴証明書の交付を受けた年齢65歳以上の方は、お持ちの運転経歴証明書により、東京都の「高齢者運転免許自主返納サポート協議会」の加盟店や一部の美術館等で各種優待を受けることができます。



個人タクシーや一部の法人タクシー料金等の割引



引越し料金の割引



デリバリー利用時のサービス



定期預金の金利優遇



美容室利用時の特典

高齢者運転免許自主返納サポート協議会の加盟店はこちらから

みなさまをサポートします！



シニアカー購入の割引、プレゼント等



温浴施設等の割引



メガネ・補聴器等購入割引



美術館の入館料割引等



「安全運転支援装置」の購入設置の補助を行っています

東京都では、ペダル踏み間違い時の急加速を抑制する装置の購入・設置の補助を行っています。詳しくは東京都ホームページを御確認いただくか、下記までお問い合わせください。



東京都 安全運転支援装置

検索

取扱事業者の一覧はこちらから

「東京都高齢者安全運転支援装置設置補助制度」に関するお問い合わせ先

東京都 都民安全推進本部 総合推進部 交通安全課
電話 03-5321-1111 内線21-799



ドライバーの皆さんへ！

STOP！ 横断歩道！

歩行者を守るための 3つのチェック を実践しましょう！

ダイヤモンドマークや標識を **チェック** ✓



横断歩道等があることを示す**ダイヤモンド**マークや、横断歩道の存在を示す**標識**を確実に確かめましょう。

横断歩行者がいることを **チェック** ✓



横断歩道付近の歩行者は横断するとの前提に立ち、**歩行者を見つけたら手前で止まり**ましょう。

歩行者と意志の疎通を **チェック** ✓



ドライバーが歩行者を優先していることを、**手で表現**するなど**アクション**で示しましょう。

運転者は法令上、横断歩道等を横断している、又は、横断しようとしている歩行者等がいるときは、手前で一時停止をして、その通行を妨げてはいけません。

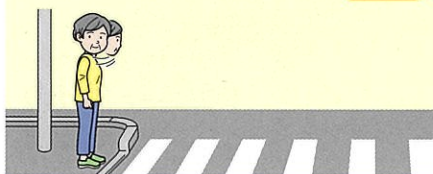
※道路交通法第38条「横断歩道等における歩行者等の優先」 罰則 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

歩行者の皆さんへ！

横断歩道を安全に渡る方法 **3つのチェック✓+1 (プラスワン)**

歩行中の方が犠牲となる交通事故が多く発生しています。ご自身の大切な命を守っていただくため、歩行者の皆さんには道路を安全に横断するための、「簡単で効果的な3つのチェック」を実践していただくようお願いいたします。横断歩道を渡る前に、「車が来ていないかチェック」「車が止まったかチェック」、横断歩道を渡っている間も「車が来ないかチェック」です。これら「3つのチェック」とともに、車のドライバーに対して、これから道路を横断するという意思をはっきりと示す「+1 (プラスワン)」アクションを起こしていただくと、さらに効果的です。

車が来ていないか **チェック** ✓



横断歩道を渡る前に**左右から車が来ていないか**確認しましょう

車が止まったか **チェック** ✓



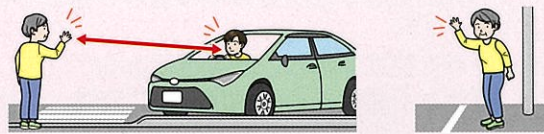
横断歩道を渡る前に**車がきちんと止まったか**確認しましょう

横断中も車を **チェック** ✓



横断歩道を渡っている間も**左右から車が来ないか**確認しましょう

さらに効果的な **プラスワン +1 アクション!**



横断歩道を渡る時は、これから渡ることをアクションで（手をあげる・車の方を見るなど）運転手さんに渡りたい気持ちを伝えよう！

交通ルールを守りましょう！

歩行者は横断歩道を渡りましょう。横断禁止場所での道路横断はやめましょう。「信号無視」や「斜め横断」、「車のかげからの飛び出し」などはとても危険な行動です。絶対にやめましょう。



令和3年春の全国交通安全運動における 東京都の重点は次に掲げる4項目です。

重点① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

保護者の方へ

都内では、子供の交通事故が多く発生しています。キックスケーターなどの遊具を道路で使用している際に重大交通事故が起きたケースもありますので、これらの遊具を道路で使用させないようにしてください。子供には、日頃から正しい交通ルールとマナーを教え、手本を示していただくようお願いします。



高齢者の方へ

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の約半数は高齢者です。通い慣れた道でも交通ルールを守り、常に十分な安全確認を行うとともに他の人々の見本となる安全な行動の実践をお願いします。

全ての歩行者の方へ

横断歩道を横断する際には、青信号でも「右・左・右」を確認してから渡るなど、歩行者自身が「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。

お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。お酒を飲んだ時は、家に帰るまで気を引き締めましょう。

重点② 自転車の安全利用の推進

自転車も夕暮れ時は早めにライトを点灯し、反射材を活用して「自分の存在をアピール」することが交通事故防止につながります。

また、自転車を利用する際は、大人も子供もヘルメットをかぶりましょう。

自転車乗用中の交通事故の多くは交差点での出会い頭です。交差点では一時停止と安全確認を確実にいき、交通事故防止に努めましょう。

東京都では、自転車を利用する皆さんの保険（※）加入が義務付けられています。万が一の交通事故に備えて保険に加入しましょう。

（※）自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済



重点③ 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

自動車を運転される皆さんへ

●飲酒運転は犯罪です。

飲酒運転のおそれのある人に対する車両等や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。

●危険な「あおり運転」は絶対にやめましょう。

いわゆる「あおり運転」と言われている、他の車両等の通行を妨害する目的での急ブレーキ、車間距離不保持、急な進路変更などの行為は「妨害運転罪」として処罰の対象です。「あおり運転」は、他の車の運転者の正常な運転操作を誤らせ、事故を誘発する危険極まりない行為です。絶対にやめましょう。

高齢ドライバーの方へ

衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載されたセーフティ・サポートカーSの利用をご検討ください。

また、体調が優れないときは運転を控えるなど、安全運転に心がけましょう。

運転に自信がなくなった方、家族から運転が心配と言われた方は、運転免許の自主返納をお考えください。

重点④ 二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故が増えていきます。

交差点やカーブの手前では、十分に速度を落とし、安全走行を心がけましょう。

車の間のすり抜けや無理な追い越しは大変危険なので、絶対にやめましょう。

ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。



令和3年3月発行 登録番号(2)38
令和3年春の全国交通安全運動推進要領
編集発行 東京都都民安全推進本部
総合推進部 交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3125

東京都都民安全推進本部 交通安全課

<https://www.tomin-anzen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/>



◎ハンドルキーパー運動

車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が車の運転を担当することにより、飲酒運転の根絶を目指すもの。



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。